

## 2.8 石綿セメント管撤去工事の特別仕様書の例

### 特別仕様書(石綿セメント管撤去工事)

#### 第1章 総 則

##### 1条 (適用)

- 本仕様書は、〇〇〇〇事業〇〇地区〇〇〇〇工事における石綿セメント管撤去工事の適正な施工を期するため請負者が行うべき事項を示したものである。
- 本仕様書のほか、農地関係工事標準仕様書(以下「工事標準仕様書」という)に基づいて実施する。

#### 第2章 石綿セメント管撤去工事

##### 1条 (関係法令等の遵守)

- 本工事には、石綿含有資材の撤去が含まれているので以下の法令等を遵守すること。

関 係 法 令 等	備 考
労働安全衛生法	昭和47年法律第57号
労働安全衛生法施行令	昭和47年政令第318号
労働安全衛生規則	昭和47年労働省令第32号
石綿障害予防規則	平成17年厚生労働省令第21号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年法律187号
その他関係法令	

##### 2条 (石綿含有資材)

- 撤去工事の対象となる石綿セメント管は別添「既設石綿セメント管撤去平面図及び標準断面図」に示すとおりである。なお、石綿障害予防規則第8条に基づく工作物における石綿の使用状況の通知は、「既設石綿セメント管撤去平面図及び標準断面図」をもって代えるものとする。ただし、現地において石綿セメント管等の使用状況が異なる場合は、監督員に報告し協議するものとする。

##### 3条 (施工計画書)

- 施工計画書には、石綿セメント管撤去工事において、請負者が遵守すべき事項について具体的な措置を記載するものとする。

##### 4条 (石綿作業主任者の選任)

- 石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習を修了した者又はH18.3.31までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任するものとする。また、下請け業者が撤去工事を行う場合は、下請け業者のうちから石綿作業主任者を選任するものとする。なお、修了証の写しは施工計画書に添付するものとする。

##### 5条 (石綿セメント管撤去工事に従事する労働者の特別教育)

- 石綿セメント管の撤去工事に従事する労働者は、石綿障害予防規則第27条に基づく特別教育を受けた者を充てなければならない。また、特別教育は「建設業労働災害防止協会」ほかが主催する特別教育を受講することとする。その場合、特別教育修了証の写しを施工計画書に添付するものとする。独自に特別教育を行う場合は石綿作業主任者の資格を持ったものが講師となることとする。

##### 6条 (掲示板の設置等)

- 施工現場はトラバ等で、関係者以外の立ち入りを禁止する作業区域を明確にし、立ち入りを禁止する旨を表示する掲示板を設置しなければならない。
- 施工現場には労働者が見やすい箇所に下記事項を明示する掲示板を設置しなければならない。
  - ・石綿セメント管を取り扱う工事である旨
  - ・石綿等の人体に及ぼす作用
  - ・石綿等の取り扱い上の注意事項
  - ・使用すべき保護具等

3. 施工現場に「現場での喫煙又は飲食することを禁止する」旨を表示する掲示板等を設置し、徹底しなければならない。
4. 施工現場に石綿のばく露防止対策等の実施内容を明示する掲示板等を設置しなければならない。
5. 施工現場に労災保険関係成立票及び各種作業主任者の氏名を見やすい場所に掲示しなければならない。
6. 施工現場に洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を備えなければならない。

## 7条 (安全対策)

### 1. 保護具の着用

- ① 撤去工事の作業区域内に立ち入る者は②の呼吸用保護具、作業衣、ゴム手袋、ゴム長靴を使用しなければならない。ただし、呼吸用保護具は石綿セメント管を取り扱う作業をする時に装着するものとする。
- ② 撤去工事の作業区域内に出入りする場合は、更衣設備において保護具等を着脱する。なお、脱衣時には呼吸用保護具を最後に取外すものとする。工事期間中、使用のたびに付着したものを除去し、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。
- ③ 保護具等は、(表-1)のものを使用しなければならない。

(表-1) 保護具等

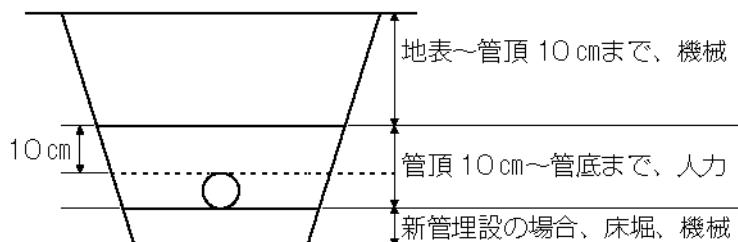
種類	性能・特徴	使用上の留意点
呼吸用保護具 (平面形防じんマスク) フィルタ区分3以上 (国家検定合格品)	<ul style="list-style-type: none"> <li>粒子捕集効率99.9%以上</li> <li>フィルタによってろ過した空気を吸引できるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マスクを装着したら、必ずフィットテストを行い、面体と顔面の気密性を確認する</li> <li>フィルタを交換できる取替え式防じんマスクを使用する</li> <li>フィルタは毎日交換するか、使用中に息苦しくなったら新しいフィルタに交換する</li> </ul>
作業衣	<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿紡じんの付きにくい生地(すべすべしたもので、付着した粉じんを払うとすぐ落ちるようなもの)</li> <li>ポケットや折り返しのないもの、できるだけ上下一体となったつなぎ服</li> </ul>	
ゴム手袋	<ul style="list-style-type: none"> <li>素材がすべすべしたもの</li> <li>石綿粉じんが浸透しにくい素材であるもの</li> <li>作業性が良いもの</li> <li>水洗等清掃しやすいもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用中に穴があく等破損したら、使用を中止して交換する</li> </ul> <p>※綿手袋(軍手等)は使用してはいけない</p>
ゴム長靴	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業性が良いもの</li> <li>水洗等清掃しやすいもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用中に穴があく等破損したら、使用を中止して交換する</li> </ul>

## 8条 (石綿セメント管の撤去に係る土工)

1. 石綿セメント管の撤去に係る掘削方法は、下記によるものとし、管に損傷を与えないよう十分注意を払って施工する。

掘削区分	掘削機種	備考
既設管・管頂10cm以上	機械掘削	
既設管・管頂10cmまで	人力掘削	
既設管・管横	人力掘削	
既設管・管下	機械掘削	管基礎掘削を行う場合

石綿セメント管掘削断面



### 9条 (石綿セメント管の取外し)

1. 石綿セメント管の取外しは石綿セメント管どうしの接続部の継手をずらし引抜く方法や石綿セメント管と空気弁、制水弁などの鋼製、鋳鉄管との接続部の鋳鉄継手で引抜く方法を基本とする。

また、引抜き時は管全体に散水して湿润化し、破管などの不測の事態に備えて、いつでも管に散水できるように作業員を配置すること。

2. 現場においてやむを得ず石綿セメント管を切断しなければならない場合は、ただちに監督員と協議するものとする。

### 10条 (廃石綿セメント管のこん包)

1. 廃石綿セメント管は取外した後できるだけ速やかに、十分な強度を有するプラスチック袋等でこん包する。

こん包には、厚さ0.15mm以上のプラスチック袋又はこれと同程度の強度を有するポリエチレン袋(シート状のものを含む。)を使用する。

### 11条 (廃石綿セメント管を仮置する場合の保管)

1. 廃石綿セメント管が運搬されるまでの間、廃石綿セメント管をこん包したプラスチック袋等の破損等により石綿の飛散のおそれが生じた場合には、ビニールシートで覆いをかける等の対策を講じビニールシートは石綿含有産業廃棄物と同様に処理しなければならない。

2. 保管場所は、周囲に囲いを設け、囲いに廃石綿セメント管の荷重がかからないように保管し、管自体の荷重により変形又は破断しないよう整然と囲いの下端から勾配50%以下となる高さとなるように積み重ねる。廃石綿セメント管は他の廃棄物と分別して保管しなければならない。

3. 保管場所には見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板を設置しなければならない。

- ・縦及び横それぞれ60cm以上であること。
- ・石綿含有産業廃棄物の保管場所である旨の表示。
- ・保管場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先の表示。
- ・保管する産業廃棄物の数量、種類の表示。(石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載)
- ・屋外において、産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、廃棄物処理法施行規則第8条二号ロに規定する積み重ね高さ制限の表示。

### 12条 (廃石綿セメント管の運搬)

1. 廃石綿セメント管の運搬は以下の処置を執らなければならない。

- ・破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と区分して収集・運搬しなければならない。
- ・積替えのために保管を行う場合は、第11条と同様の措置を講じなければならない。
- ・運搬は、廃石綿セメント管をプラスチック袋等にこん包したまま丁寧に運搬車両に積込みプラスチック袋等の破損等により石綿の飛散のおそれが生じた場合には、ビニールシート等で荷台に覆いをかけ、ビニールシートも産業廃棄物として処理しなければならない。

### 13条 (廃石綿セメント管の廃棄処分)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(公布平成12年3月31日本格施行平成14年5月30日)(以下「再資源化等に関する法律」という。)が施行されたので遵守すること。

1. 再資源化等に関する法律第13条にある発注者と請負業者の契約に際し、書面に記載する対象工事内容は下記(又は別紙)のとおりとする。

(記載例)

区分	解体方法	数量 運搬距離	処理施設名	所在地
石綿セメント管	人力・機械	○○トン ○○km	○○センター(株)	○○市○○町○-○
石綿セメント管 の切断くず等	人力	○○トン ○○km	○○センター(株)	○○市○○町○-○

(注)

- ① 石綿セメント管の切断くず等は、石綿セメント管の切断くず、呼吸用保護具、保護衣、保護めがね、ゴム手袋、ゴム長靴、シューズカバー及びこれらに付着したものをいう。
  - ② 仮置が必要な場合は、必要事項を記入する。
  - ③ 上表については積算上の条件明示であり、処分場を指定するものではないが、請負業者の理由により搬出する施設の変更を行う場合、契約変更の対象としない。  
なお、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。
2. 廃石綿セメント管の処分場を変更する場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

14条 (作業記録の作成及び保存)

1. 工事施工に当り、作業に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、報告しなければならない。また、作業記録は、当該労働者が当該現場において当該作業に従事したこととなった日から40年間保存しなければならない。
  - 労働者の氏名
  - 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
  - 石綿等の粉じんにより著しく汚染した事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

## 特別仕様書(石綿セメント管撤去工事)

### \*石綿セメント管を切断する場合

#### 第1章 総 則

##### 1条 (適用)

1. 本仕様書は、〇〇〇〇事業〇〇地区〇〇〇〇工事における石綿セメント管撤去工事の適正な施工を期するため請負者が行うべき事項を示したものである。
2. 本仕様書のほか、農地関係工事標準仕様書(以下「工事標準仕様書」という)に基づいて実施する。

#### 第2章 石綿セメント管撤去工事

##### 1条 (関係法令等の遵守)

1. 本工事には、石綿含有資材の撤去が含まれているので以下の法令等を遵守すること。

関 係 法 令 等	備 考
労働安全衛生法	昭和47年法律第57号
労働安全衛生法施行令	昭和47年政令第318号
労働安全衛生規則	昭和47年労働省令第32号
石綿障害予防規則	平成17年厚生労働省令第21号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年法律第137号
その他関係法令	

##### 2条 (石綿含有資材)

1. 撤去工事の対象となる石綿セメント管は別添「既設石綿セメント管撤去平面図及び標準断面図」に示すとおりである。なお、石綿障害予防規則第8条に基づく工作物における石綿の使用状況の通知は、「既設石綿セメント管撤去平面図及び標準断面図」をもって代えるものとする。ただし、現地において石綿セメント管等の使用状況が異なる場合は、監督員に報告し協議するものとする。

##### 3条 (施工計画書)

1. 施工計画書には、石綿セメント管撤去工事において、請負者が遵守すべき事項について具体的な措置を記載するものとする。

##### 4条 (石綿作業主任者の選任)

1. 石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習を修了した者又はH18.3.31までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任するものとする。また、下請け業者が撤去工事を行う場合は、下請け業者のうちから石綿作業主任者を選任するものとする。なお、修了証の写しは施工計画書に添付するものとする。

##### 5条 (石綿セメント管撤去工事に従事する労働者の特別教育)

1. 石綿セメント管の撤去工事に従事する労働者は、石綿障害予防規則第27条に基づく特別教育を受けた者を充てなければならない。また、特別教育は「建設業労働災害防止協会」ほかが主催する特別教育を受講することとする。その場合、特別教育修了証の写しを施工計画書に添付するものとする。独自に特別教育を行う場合は石綿作業主任者の資格を持ったものが講師となることとする。

##### 6条 (掲示板の設置等)

1. 施工現場はトラバ等で、関係者以外の立ち入りを禁止する作業区域を明確にし、立ち入りを禁止する旨を表示する掲示板を設置しなければならない。
2. 施工現場には労働者が見やすい箇所に下記事項を明示する掲示板を設置しなければならない。
  - 石綿セメント管を取り扱う工事である旨
  - 石綿等の人体に及ぼす作用
  - 石綿等の取り扱い上の注意事項
  - 使用すべき保護具等

3. 施工現場に「現場での喫煙又は飲食することを禁止する」旨を表示する掲示板等を設置し、徹底しなければならない。
4. 施工現場に石綿のばく露防止対策等の実施内容を明示する掲示板等を設置しなければならない。
5. 施工現場に労災保険関係成立票及び各種作業主任者の氏名を見やすい場所に掲示しなければならない。
6. 施工現場に洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を備えなければならない。

## 7条 (安全対策)

### 1. 保護具の着用

- ① 撤去工事の作業区域内に立ち入る者は②の呼吸用保護具、作業衣、ゴム手袋、ゴム長靴を使用しなければならない。ただし、呼吸用保護具は石綿セメント管を取り扱う作業をする時に装着するものとする。
- ② 石綿セメント管を切断する場合、その作業区域内で入る者は7条1.①の作業衣の代わりに保護衣を着用し呼吸用保護具、ゴム手袋、ゴム長靴の他に保護めがね、シューズカバーを使用しなければならない。
  - 保護衣及びシューズカバーについてはその使用ごとに使い捨てとする。
  - 石綿セメント管の切断時に用いた呼吸用保護具、保護衣、保護めがね、ゴム手袋、ゴム長靴、シューズカバー及びこれらに付着したものは以下の処理を行わなければならない。
    - ・厚さ0.15mm以上のプラスチック袋又はこれと同程度の強度を有するポリエチレン袋(以下「プラスチック袋等」という。)で2重に袋詰めし保管する。
    - ・プラスチック袋等の見やすい箇所に石綿が入っていること及びその取り扱い上の注意事項を表示する。
    - ・他の廃棄物と分別して特別管理産業廃棄物と同様に処分する。
- ③ 撤去工事の作業区域内に入り出す場合は、更衣設備において保護具等を着脱する。なお、脱衣時には呼吸用保護具を最後に取り外すものとする。工事期間中、使用のたびに付着したものを除去し、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。
- ④ 保護具等は、(表-1)のものを使用しなければならない。

(表-1) 保護具等

種類	性能・特徴	使用上の留意点
呼吸用保護具 (半面形防じんマスク) フィルタ区分3以上 (国家検定合格品)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粒子捕集効率99.9%以上</li> <li>・フィルタによってろ過した空気を吸引できるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクを装着したら、必ずフィットテストを行い、面体と顔面の気密性を確認する</li> <li>・フィルタを交換できる取替え式防じんマスクを使用する</li> <li>・フィルタは毎日交換するか、使用中に息苦しくなったら新しいフィルタに交換する</li> </ul>
作業衣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿紡じんの付きにくい生地(すべすべしたもので、付着した粉じんを払い落とすとすぐ落ちるようなもの)</li> <li>・ポケットや折り返しのないもの、できるだけ上下一体となつたつなぎ服</li> </ul>	
ゴム手袋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素材がすべすべしたもの</li> <li>・石綿粉じんが浸透しにくい素材であるもの</li> <li>・作業性が良いもの</li> <li>・水洗等清掃しやすいもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用中に穴があく等破損したら、使用を中止して交換する</li> <li>・綿手袋(軍手等)は使用してはいけない</li> </ul>
ゴム長靴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業性の良いもの</li> <li>・水洗等清掃しやすいもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用中に穴があく等破損したら、使用を中止して交換する</li> </ul>
保護衣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポケットや折り返しのないもの、できるだけ上下一体となつたつなぎ服</li> <li>・微粒子防護用密閉服は服内部に石綿粉じんが侵入しにくいもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿紡じんの付きにくい生地(すべすべしたもので、付着した粉じんを払い落とすとすぐ落ちるようなもの)</li> </ul>

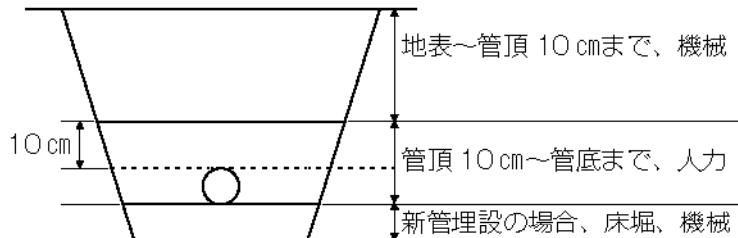
保護めがね (ゴグル形)	<ul style="list-style-type: none"> <li>両眼を覆う構造でヘッドバンドを備えたゴグル形を使用する</li> <li>一般的な視力矯正用眼鏡との併用が可能であるもの</li> <li>アイピースに墨り止加工処理がほどこされているもの</li> <li>ゴグル形で顔との隙間から石綿粉じんが入りにくいもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>顔との隙間がないように装着する</li> <li>眼ガラスが傷つき、視野の妨げになる場合にはアイピースを交換する</li> </ul>
シユーズカバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>素材がすべすべしたものの</li> <li>石綿粉じんが浸透しにくい素材であるもの</li> <li>粉じんが付着しにくく、払い落とし易いもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使い捨てシユーズカバーは、付着した石綿粉じんが飛散しないようプラスチック袋などに入れ廃棄物として処分する。</li> </ul>

#### 8条 (石綿セメント管の撤去に係る土工)

1. 石綿セメント管の撤去に係る掘削方法は、下記によるものとし、管に損傷を与えないよう十分注意を払って施工する。

掘削区分	掘削機種	備 考
既設管・管頂10cm以上	機械掘削	
既設管・管頂10cmまで	人力掘削	
既設管・管 横	人力掘削	
既設管・管 下	機械掘削	管基礎掘削を行う場合

石綿セメント管掘削断面



#### 9条 (石綿セメント管の取外し)

1. 石綿セメント管の取外しは石綿セメント管どうしの接続部の継手をずらし引抜く方法や石綿セメント管と空気弁、制水弁などの銅製、鉄管との接続部の鉄継手で引抜く方法を基本とし、引抜き時は管全体に散水して潤滑化し、破管などの不測の事態に備えて、いつでも管に散水できるように作業員を配置すること。

#### 10条 (石綿セメント管を切断する場合の対策)

石綿セメント管を切断する場合は、以下の対策を執らなければならない。

##### 1. 潤滑対策等

- ① 切断を行う場合、石綿セメント管の引抜きと同様に管全体に水をかけて潤滑状態にしておかなければならぬ。
- ② 切断作業中は、石綿粉じんの飛散を防止する必要があるため、給水装置付コンクリートカッタ等を使用して、常時潤滑状態を保つようにしなければならない。このため、切断作業中に水が途切ることのないよう十分な水を確保する必要があるが、排水処理が必要になるほど多量の水を使用しないよう注意する。
- ③ 切断を行う場合は、作業足場を確保するため、掘削底幅を掘削標準断面図に示す幅より広く設けなければならない。
- ④ 石綿セメント管の切断及び切りくず等の処理は、保護具等を着用した労働者が行わなければならない。
- ⑤ 石綿管の切りくずや破片等は特別管理産業廃棄物である廃石綿等には該当しないが、これに準じた以下の処理を行う。
  - ・切りくずや破片等を収集しやすくするため、切断部周辺の床にビニールシートを敷く。
  - ・切りくずや破片等を周辺のビニールシートと一緒に人力により収集し、プラスチック袋等で2重に袋詰めし保管しなければならない。

- ・切りくず、破片等及びビニールシートを入れたプラスチック袋等の見やすい箇所に石綿が入っていること及びその取り扱い上の注意事項を表示しなければならない。
- ・他の廃棄物と分別して、特別管理産業廃棄物と同様に処分しなければならない。

## 2. 現場における空気中の石綿粉じん濃度測定

既設石綿セメント管の切断を行う現場においては空気中の石綿粉じん濃度を「屋外作業環境管理ガイドライン」により測定する必要がある。この測定は作業環境測定機関に依頼して行うものとし、測定方法は次のとおりとする。

### ① 測定回数

発注工事1件につき3回(工事着手時、工事中(石綿セメント管切断時)、工事完了後)  
屋外作業環境管理ガイドラインでは、「作業の開始時及び1年以内ごとに1回、定期に測定を行うこと。ただし、原料、作業工程、作業方法又は設備等を変更した場合は、その都度その直後に1回測定すること」となっているが、撤去工事においては、管を切断する箇所を1ヵ所抽出し、工事着手時と石綿等の飛散が心配される切断時及び工事完了後に測定することとする。

### ② 測定点

測定点は作業区域内労働者の呼吸域(鼻又は口から30cm以内の襟元、胸元又は帽子の縁。)とし、当該呼吸域に個人サンプラー(個人に装着することができる試料採取機器)を装着する。

### ③ 測定時間

試料空気の採取時間は10分間以上の継続した時間。

### ④ 試料採取方法及び分析方法

作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)に従って実施する。

### ⑤ 測定結果の評価方法

請負業者は測定値と管理濃度とを比較し、「屋外作業環境管理ガイドライン」に従い適正な措置を講じるものとする。

石綿の管理濃度: 5 μm以上の繊維として0.15本/cm<sup>3</sup>以下

### ⑥ 測定結果の報告

請負業者は、測定結果の報告を速やかに書面にて事業主体に報告するものとする。

## 3. 健康診断の実施

石綿セメント管切断の作業を行う労働者に対し、石綿障害予防規則第40条に基づく健康診断を受けさせなければならない。

## 11条 (廃石綿セメント管のこん包)

1. 廃石綿セメント管は取外した後できるだけ速やかに、十分な強度を有するプラスチック袋等でこん包する。

こん包には、厚さ0.15mm以上のプラスチック袋又はこれと同程度の強度を有するポリエチレン袋(シート状のものを含む。)を使用する。

## 12条 (廃石綿セメント管を仮置する場合の保管)

1. 廃石綿セメント管が運搬されるまでの間、廃石綿セメント管をこん包したプラスチック袋等の破損等により石綿の飛散のおそれが生じた場合には、ビニールシートで覆いをかける等の対策を講じビニールシートは石綿含有産業廃棄物と同様に処理しなければならない。

2. 保管場所は、周囲に囲いを設け、囲いに廃石綿セメント管の荷重がかからないように保管し、管自体の荷重により変形又は破断しないよう整然と囲いの下端から勾配50%以下となる高さとなるように積み重ねる。廃石綿セメント管は他の廃棄物と分別して保管しなければならない。

3. 保管場所には見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板を設置しなければならない。

- ・縦及び横それぞれ60cm以上であること。
- ・石綿含有産業廃棄物の保管場所である旨の表示。
- ・保管場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先の表示。
- ・保管する産業廃棄物の数量、種類の表示。(石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載)
- ・屋外において、産業廃棄物を容器を用いて保管する場合は、廃棄物処理法施行規則第8条二号ロに規定する積み重ね高さ制限の表示。

### 13条 (廃石綿セメント管の運搬)

1. 廃石綿セメント管の運搬は以下の措置を執らなければならない。
  - ・破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と区分して収集・運搬しなければならない
  - ・積替えのために保管を行う場合は、第12条と同様の措置を講じなければならない。
  - ・運搬は、廃石綿セメント管をプラスチック袋等にこん包したまま丁寧に運搬車両に積込みプラスチック袋等の破損等により石綿の発散のおそれが生じた場合には、ビニールシート等で荷台に覆いをかけ、ビニールシートも産業廃棄物として処理しなければならない。

### 14条 (廃石綿セメント管の廃棄処分)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(公布平成12年3月31日本格施行平成14年5月30日) (以下「再資源化等に関する法律」という。)が施行されたので遵守すること。

1. 再資源化等に関する法律第13条にある発注者と請負業者の契約に際し、書面に記載する対象工事内容は下記(又は別紙)のとおりとする。

(記載例)

区分	解体方法	数量 運搬距離	処理施設名	所在地
石綿セメント管	人力・機械	○○トン ○○km	○○センター(株)	○○市○○町○-○
石綿セメント管 の切断くず等	人力	○○トン ○○km	○○センター(株)	○○市○○町○-○

(注)

- ① 石綿セメント管の切断くず等は、石綿セメント管の切断くず、呼吸用保護具、保護衣、保護めがね、ゴム手袋、ゴム長靴、シューズカバー及びこれらに付着したものをいう。
- ② 仮置が必要な場合は、必要事項を記入する。
- ③ 上表については積算上の条件明示であり、処分場を指定するものではないが、請負業者の理由により搬出する施設の変更を行う場合、契約変更の対象としない。

なお、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

2. 廃石綿セメント管の処分場を変更する場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

### 15条 (作業記録の作成及び保存)

1. 工事施工に当り、作業に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、報告しなければならない。また、作業記録は、当該労働者が当該現場において当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存しなければならない。
  - 労働者の氏名
  - 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
  - 石綿等の粉じんにより著しく汚染した事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

**【1】 1.2 (P1) 適応範囲**

Q: 「県が発注する撤去工事に適用」とあるが、市町村、土地改良区が事業主となる工事(漏水補修などで単県補助事業として実施する場合)に、指針を準用することとして支障はないか。

A: 石綿セメント管の漏水補修工事なども石綿障害予防規則等の関連法令の適用となるため、本指針を準用していただく必要があると考えています。

**【2】 2.1.1(2)① (P4) 石綿セメント管の埋設状況の調査**

Q: 試掘により埋設状況等を確認する場合も石綿障害予防規則に基づいた保護具等の着用や石綿粉じん防止対策をとらなければならないか。

A: 試掘は、石綿セメント管の撤去工事を行うものではないので、石綿障害予防規則の適用外と考えます。ただし、試掘中に破管した場合は、石綿障害予防規則を遵守した復旧工事を直ちに行う必要があります。このため試掘は慎重に行わなければなりません。

**【3】 2.2.3② (P8) 特別教育の実施**

Q: 現在、特別教育を代行して実施する県内の団体はどこか。

A: 「建設業労働災害防止協会」のほか「名古屋南労働基準協会」「住友建機販売株式会社名古屋技術研修所」が特別教育を実施しています。  
(平成19年1月現在 愛知労働局聞き取り)

**【4】2.3.2① (P9) 関係者以外の立ち入り禁止措置**

Q: 石綿セメント管撤去工事における関係者以外の立ち入りを禁止する作業区域の範囲の目安はあるのか。

A: 立ち入りを禁止する作業区域は、一般の管水路工事等で設置する作業区域と同様であると考えます。(愛知労働局聴き取り)

ただし、作業現場周辺に石綿粉じんが飛散しないよう、必要に応じてビニールシート等で飛散防止対策を行う必要があります。

**【5】2.4.3(1)① (P17) 石綿セメント管の取外し**

Q: 継手部がレバーブロックでずらせない場合、管を傷つけないように継手を取り壊す方法はどのようなものがあるのか。

A: 継手を取り壊す方法は、既設の継手の状態により下記の方法を検討する必要があります。

① 継手部をハンマーとタガネを使用し取り壊す。  
(足場を確保するなどの作業の安全性に注意する。)

② ①の方法で取り壊しが困難な場合は、継手部をコンクリートカッタにより切断する。

なお、バックホウによる既設管の取り壊し(押しつぶし)は、バックホウの用途外の使用となるため採用できません。(愛知労働局聴き取り)

**【6】2.4.4(1)② (P18) 石綿セメント管を切断する場合の保護具等**

Q: 保護衣及びシューズカバーは一度使用したら、ただちに廃棄しなければならないか。

A: 保護衣及びシューズカバーを使用した日ごとに使い捨てとします。

ただし、切断作業に半日以上を要し、昼食のために脱衣した保護衣及びシューズカバーは、その時点で廃棄が必要となります。

**【7】2.4.4(2) (P19) 石綿セメント管を切断する場合の湿潤対策等**

Q: 石綿粉じんの飛散を防止するための散水に伴う排水処理費はどのように扱うのか。

A: 排水処理が必要なほど多量に散水する必要はありません。

(県環境部聴き取り)

**【8】2.4.4(2)⑤ (P20) 石綿セメント管を切断する場合の湿潤対策等**

Q: 石綿規則13条の2項では「事業者は石綿等の作業行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器をそなえなければならない」と定められてますが、本指針で「切りくずや破片等を周辺のビニールシートと一緒に……プラスチック袋等で2重に袋詰めし…」とする根拠は何か。

A: 『建築物等の解体工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル』に「落下した石綿含有吹付け材を……廃棄専用プラスチック袋に詰める……」とされており、これを適用して石綿セメント管の切りくずや破片等はプラスチック袋等で2重に袋詰めすることとします。

**【9】2.4.5(3) (P22) 石綿セメント管の引抜き費用**

Q: 石綿セメント管をバックホウにより引抜く場合の歩掛りは、何を適用すればよいか。

A: バックホウにより引抜く場合の歩掛りは、見積りとします。(水道事業実務必携の石綿セメント管の引抜き歩掛りは継ぎ手部を人力で取り外す歩掛りです。)

なお、バックホウにより引抜く場合の歩掛りについては、国に基準化を望していきます。

**【10】2.5.1(1)① (P25) 廃石綿セメント管の飛散防止**

Q：廃石綿セメント管は数本まとめてこん包しても良いか。

A：数本まとめてこん包することも可です。(県環境部聞き取り)

**【11】2.5.2(2)① (P28) 廃棄物管理票の確認**

Q：「廃石綿セメント管等及び特別管理産業廃棄物と同様の処理を行うものの処理が…」の廃石綿セメント管等とは、廃石綿セメント管以外に何が含まれるのか。

A：廃石綿セメント管以外に以下のものがあります。

- 作業時の保護具等(2.4.1(1))
- 運搬時に運搬車両の荷台にかけるビニールシート等(2.5.1(3)②)

**【12】2.5.2(2)① (P28) 廃棄物管理票の確認**

Q：特別管理産業廃棄物と同様の処理を行うものとは、具体的に何があるのか。

A：特別管理産業廃棄物と同様の処理を行うものは以下のものがあります。

- 石綿セメント管を切断する場合の保護具等(2.4.4(1))
- 石綿セメント管の切りくずや破片等(2.4.4(2)⑤)
- 切断部周辺の床に敷いたビニールシート(2.4.4(2)⑤)